

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市旅費条例

昭和26年4月1日条例第136号

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対する旅費の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する本市の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を除く。以下「職員」という。）が公務のため旅行するときは、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行の旅費については、国家公務員の例に準じ、市長が別に定める。

3 職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行するときは、旅費を支給する。

4 前項の旅費については、当該機関の長が、その都度市長に協議し、職員との権衡を考慮して定めるものとする。

第3条 職員が旅行の出発前に旅行の命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した額があるときは、当該額のうち、規則で定める額を旅費として支給することができる。

2 職員が旅行中交通機関の事故等によりこの条例の規定による旅費の額に相当する額の全部又は一部を喪失したときは、その喪失した額の範囲内で規則で定める額を旅費として支給することができる。

(旅費の種目)

第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（片道の移動総距離が100キロメートル以上の場合に限る。）

(3) 座席指定料金

2 次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車に乗車する場合には、前項各号に掲げる費用のほか、特別車両料金を支給する。

(1) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員

(2) 前号に掲げる者又は他の条例の規定により特別車両料金の支給を受ける者に随行する者
(船賃)

第6条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶を利用する場合には、最も下位の等級の直近上位の等級による運賃）

(2) 座席指定料金

(航空賃)

第7条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃（運賃の等級が区分された航空機を利用する場合には、最も下位の等級による運賃）

(2) 座席指定料金

(3) 空港利用料その他の航空機の利用に伴い必要となる費用

(その他の交通費)

第8条 その他の交通費は、バスその他の自動車を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃その他の自動車の利用に直接要する費用

(2) 有料道路利用料その他の自動車の利用に伴い必要となる費用

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、当該費用の額とする。

2 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例（第5条第2項第1号に掲げる者にあつては指定職俸給表の適用を受ける国家公務員の例、その他の職員にあつてはその他の一般職の国家公務員の例。第11条及び第16条において同じ。）による額を上限とする。ただし、宿泊に関し規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。

(包括宿泊費)

第10条 包括宿泊費は、移動及び旅行中の宿泊に対する一体の対価として支払う費用とし、その額

は、当該対価の額とする。

- 2 包括宿泊費の額は、第5条から前条までの規定による旅費の合計額に相当する額を上限とする。
- 3 包括宿泊費の対象となる移動及び宿泊の費用については、第5条から前条までの規定による旅費は、支給しない。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による額とする。

(転居費)

第12条 転居費は、赴任（勤務地が東京都の特別区の区域内に所在する職への転任又は当該職からの転任を命ぜられた一般職の職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第14条第1項に規定する家族の赴任に伴う転居に要する費用を含む。）とし、その額は、家財の運送に要する費用の額とする。

- 2 転居費の額は、次に定める額を上限とする。

(1) 赴任の際、家族が転居した場合にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）に規定する給料表の適用を受ける職員で、その職務の等級が1等級から3等級までであるもの 292,000円
- イ 吹田市一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表の適用を受ける職員で、その職務の等級が4等級又は5等級であるもの 248,000円
- ウ その他の職員 216,000円

(2) 赴任の際、家族が転居しない場合にあつては、前号に定める額の2分の1の額

(3) 前号に該当した者の家族がその後に転居した場合にあつては、同号に定める額

(着後滞在費)

第13条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第14条 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、赴任を命ぜられた日において職員と生計を一にし、同居するものをいう。）の移転に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに、当該職員に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当

及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。

2 赴任を命ぜられた日において胎児であつた子が移転するときは、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅費の計算)

第15条 旅費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて計算する。ただし、公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(新たに採用された職員の旅費)

第16条 新たに採用された職員には、市長が必要があると認めるときは、この条例の規定による鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給することができる。

(退職者等の旅費)

第17条 旅行中退職又は休職となつた者には、その地から旧勤務地までの旅費を支給することができる。

(遺族の旅費)

第18条 職員が旅行中に死亡したときは、その地から生前の勤務地までの往復の旅費をその遺族(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)に支給することができる。

(旅費の調整)

第19条 前各条の規定による旅費を支給すると不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 職員が国、他の地方公共団体等から旅費の支給を受けるときは、この条例の規定による旅費は、支給しない。ただし、その支給を受ける旅費の額がこの条例の規定による旅費の額に満たないときは、その差額を支給することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 吹田市職員旅費支給条例（昭和24年条例第92号）は本条例施行の日からこれを廃止する。

3 本条例施行の際現に出張中の者の旅費は従前の規定により支給する。

附 則（省略）

附 則（平成27年3月31日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 及び3 （省略）

（吹田市報酬及び費用弁償条例等の一部改正に伴う経過措置）

4 従前の例により教育長が在職する場合においては、第4条の規定による改正前の吹田市報酬及び費用弁償条例第2条第1項第1号、第5条の規定による改正前の吹田市旅費条例別表第1項、第6条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第7条の規定による改正前の吹田市職員の退職手当に関する条例第1条、第8条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の退職手当に関する条例第1条及び第3条第1項並びに第9条の規定による改正前の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第2条、第10条第2項及び第11条第5項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和8年1月8日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（以下省略）